

# 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定23食産第4049号  
平成24年4月20日  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

## 第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

## 第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第4 事業の実施

### 1 事業の採択等

採択基準については、食料産業局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村6次産業化対策整備事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長等が別に定めるところによる。

### 2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち新技術の確立・実証（実証施設の整備）及び小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業を除く。）を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、食料産業局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

## 第5 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同

表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

## 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

## 第9 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、

従前の例による。

- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農山漁村6次産業化対策事業		
I 未来を切り拓く6次産業創出推進事業		
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進		
(1) 6次産業総合推進事業	<p>1 6次産業推進地域支援事業 国産農林水産物等を活用した新商品開発や商談会等への出展による販路開拓、農林漁業者等を対象とした商品開発力、販売力等を習得するための研修会の開催、関係者を結びつけるための交流会の開催、食料品へのアクセス改善に向けた企画検討会の開催等の取組を行う。</p> <p>2 6次産業推進中央支援事業 6次産業化の取組をサポートする人材の育成・紹介や、6次産業化の先達による経営診断、販路拡大の機会を創出する商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に関する先進事例調査や研修会の開催、6次産業化の関係者に対するメールマガジン等による情報提供等を行う。</p> <p>3 6次産業化促進技術対策事業 産学官が連携し、技術開発課題の整理・検討を行い、技術開発戦略の作成や地域資源を活用した商品開発・新事業創出に向けた技術開発構想書を作成する。また、地域の食品の機能性研究に携わる研究者・研究機関の登録等及び食品技術の情報提供等を行うためのデータベースの整備等を行う。</p>	<p>1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
(2) 食品産業環境対策支援事業	<p>1 食品事業者環境対策推進支援事業 食品廃棄物の発生抑制やCO2排出削減に向けた多様な取組事例（消費者を視野に入れた、製造・流通分野の事業者が連携した商慣習の改善や省エネルギーの取組等）の調査・検討・分析を実施し、具体的方策を取りまとめる検討会を開催するとともに、当該具体的方策の普及啓発資料を作成し、中小食品関連事業者向けの研修会等を行う。</p> <p>2 フードバンク活動推進事業 特定非営利活動法人、食品関連事業者及び社会福祉法人等が連携して、商品として流通できない食品を社会福祉法人等に提供するフードバンク活動の実施に向けた具体的検討を行う。</p> <p>3 食品リサイクル・ループ構築促進事業 食品リサイクル・ループを構築しようとする食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者等が、リサイクル肥飼料を利用した農畜水産物の販売計画の検討等、食品リサイクル・ループの構築に向けた具体的検討を行う。</p> <p>4 食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業</p>	<p>2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

	<p>食品関連事業者の事業場で発生する、品質劣化や腐食しやすい食品廃棄物を飼料の原料として畜水産業者に提供するため、食品関連事業者が飼料化するための設備を自らの事業場にリース方式で導入する。</p>	
(3) 大豆安定供給確保支援事業	<p>非遺伝子組換え輸入大豆の調達先の多角化の調査等を行い、食品用大豆輸入の安定化に関する戦略を策定する。</p>	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 卸売市場機能強化対策事業	<p>1 中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業 中央卸売市場において、開設者・市場関係業者が一体となり、卸売市場を一つの経営体として、将来を見据えた経営戦略的な視点から経営展望を策定する取組を行う。</p> <p>2 一貫したコールドチェーン体制の整備に関する調査 前年度に実施した「一貫したコールドチェーン体制の整備事業」において導入した低温管理施設の導入効果について調査・検証し、課題解決方策の提示を行う。</p> <p>3 一貫したコールドチェーン体制の整備事業 低温保管倉庫、簡易式低温売場について、リース方式で導入する（更新を除く。）。</p>	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
2 農林水産物・食品の輸出促進		
(1) 輸出拡大サポート事業	<p>1 食品の品質管理体制強化対策 輸出志向のある食品製造事業者等に対して、海外事業者が取引条件として求める品質管理水準等に関する情報を提供するとともに、国際的に通用する HACCP 導入やマネジメント体制強化のための人材育成の取組を実施する。</p> <p>2 輸出に取り組む事業者向け対策 今後輸出拡大が期待される農林水産物・食品について明確な目標を設定し、(1) 又は (2) のいずれか一方又は双方により、輸出拡大の取組を実施する。</p> <p>(1) ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援 特定の品目について国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を相当程度取りまとめる団体を対象に、当該特定品目のジャパン・ブランド確立に向けた取組について、①から⑨までの事業メニューの中から選択して輸出に係る取組を行う。</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援 農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者等の組織する広域規模団体や地域規模団体を対象に、農林水産物・食品の輸出拡大を図る取組について②から⑨までの事業メニューの中から選択して輸出に係る取組を行う。</p> <p>地域規模団体とは、次のアからウまでのいずれかに該当する団体とし、広域規模団体は、地域規模団体以外の団体とする。</p> <p>ア輸出を促進しようとする製品の主な産地等が特定の地方農政局の管轄地域（注）に所在する団体</p> <p>イ輸出を促進しようとする製品の主な産地等が北海道に所在する団体</p> <p>ウ輸出を促進しようとする製品の主な産地等が沖縄県に所在する団体</p> <p>（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令（平</p>	5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

成12年政令第253号) 第91条に定める管轄地域である。

[事業メニュー]

- ①「ジャパン・ブランド」の確立・PR
- ②輸出担当者育成
- ③海外市場開拓調査
- ④産地PR・国内商談会
- ⑤海外試験輸送
- ⑥輸出環境整備
- ⑦海外販売促進活動
- ⑧輸出向け加工食品の試作・検証
- ⑨輸出プロモーターの活用

### 3 販売拠点構築対策

日本産農林水産物・食品について、販売拠点の設置等によりその美味しさ・品質の高さ等を現地需用者に対して継続的にアピールし、販路拡大を図るため、十分な企画検討を行った上で、産品募集、現地調整、販促・広報活動、出品者への支援等を行う。

### 4 マッチング対策

#### (1) 農林漁業者等向け商談会支援

海外における、我が国の輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者とのマッチングの場（商談会）の開催に係る商談会参加者の募集、事前の情報収集、商談会の運営、商談会開催後の参加者へのフォローアップ等を行う。

#### (2) 海外外食事業者向け商談会等出展支援

輸出に意欲のある国内の生産者、食品事業者等を、海外の外食事業者団体が主催する商談会等に出席させることにより、具体的なビジネスにつなげるための取組を行う。

### 5 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策

海外へ輸出する農産物の品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）の開発を行う。また、開発したDNA品種識別技術について、妥当性の確認を行う。

### 6 海外外食事業者を通じたジャパンプランドの構築・発信支援対策

情報発信力の強い海外外食事業者等を通じたジャパンプランドの構築と日本食材の輸出拡大の取組を実施する。

### 7 日本食文化発信基盤整備対策

ジャパンプランドの再構築に資する観点から、我が国の農林水産物や食文化等を海外を含めて幅広く発信する取組を開催することで、輸出拡大につなげ、我が国農林水産物・食品産業の発展・強化を図る取組を実施する。

## (2) 東アジア食品産業海外展開支援事業

国内の食品産業が東アジア各国に海外投資・事業展開をする上で必要となる情報（投資・食品関連規制、市場動向、原料事情等）の収集整理・提供や、海外活動の実施において進出企業が抱える課題の解決策の検討を行う。

6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

## II 新産業創出推進事業

### 1 新たな事業の創造

#### (1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト

#### 1 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

##### (1) 事業化可能性調査

「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置付けられた技術等、事業化につながる可能性のある技術シー

7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

<p>事業</p>	<p>ズについて、採算性や技術課題等を調査・検討する事業化可能性調査を行う。</p> <p>(2) 新技術の確立・実証（技術実証等） 「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置付けられた技術等、事業化が見込まれる新技術について、試行・試作のための実証機器の整備、実用化に向けた技術実証等を行う。</p> <p>2 新需要創造支援事業</p> <p>(1) 新需要創造フロンティア育成事業</p> <p>① 新食品・新素材に関するグランドデザインの検討及び提供 新食品・新素材について、その画期的な利用方法や、機能性成分などの有効性や安全性に関する最新の情報、想定される商品形態や市場規模等の情報を産地や民間企業等に提供する。</p> <p>② 有効性・安全性の検証 新食品・新素材について、その機能成分の有効性や安全性についての検証を行う。</p> <p>(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業 原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証し、又は原料に新品種以外の品種の混入を防止すること等により、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するための取組を実施する。</p> <p>(3) ばれいしょの特性を活かした6次産業化の推進 ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有し、かつ6次産業化の推進に効果のあるばれいしょの特性を活かした料理、加工品等の開発を行うための検討会の開催、ばれいしょ生産地における栽培適性を確認するための実証を行う。</p> <p>3 AIシステム実証事業 AIシステムを構成する要素技術のうち、実用化段階にあると考えられる技術について、農業現場における実証試験を行うとともに、検討会を開催し、実証試験結果の評価等を行う。</p>	
<p>(2) バイオ燃料生産拠点確立推進事業</p>	<p>国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための課題（原料調達が多様化、温室効果ガス排出量の削減、製造コストの削減、副産物利用の多用途化等）を早急に克服するために必要となる技術実証及び地域協議会の運営を支援する。</p>	<p>8 食料産業局長が別に定める者から選定された団体</p>
<p>(3) ソフトセルローズ利活用技術確立事業</p>	<p>1 技術確立事業 稲わら等のソフトセルローズを原料として効率的にバイオ燃料を製造する技術を確立させるために、原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造までの一貫した技術を確立する事業を実施する。</p>	<p>9 食料産業局長が別に定める者から選定された団体</p>
<p>(4) 耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業</p>	<p>2 評価及び情報発信 技術確立事業の評価及びソフトセルローズの利活用に関する技術の情報発信等を実施する。</p>	<p>10 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(4) 耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業</p>	<p>耕作放棄地を利用したナタネ等の栽培試験、ナタネ油等の製造や使用済み油からのバイオディーゼル燃料の製造・利用等を一貫して行う取組を対象に地域協議会の運営及び調査・実証を支援する。</p>	<p>11 食料産業局長が別に定める者から選定された団体</p>
<p>2 高付加価値化に向けた知的財産の</p>		

<p>創造・保護 ・活用</p>	<p>(1) 知的財産戦略・ブランド化総合事業</p> <p>1 農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業</p> <p>(1) 地域ブランド協議会の運営 農林水産物・食品の地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者が情報交換・情報発信する場としての協議会の運営を行う。</p> <p>(2) 農林水産物・食品の地域ブランド化のための知的財産制度関係支援活動の実施 商標、地域団体商標等の知的財産制度を活用した地域ブランドの保護・活用方策について、地域で専門家によるセミナーを開催し、その結果をホームページで公表する。 また、農林水産物・食品の地域ブランド化のための海外における地理的表示取得検討に対する支援等の知的財産制度関係支援も行う。</p> <p>(3) 「農林水産物・食品の地域ブランド確立に向けたガイドライン」の効果検証のための活動の実施 「農林水産物・食品の地域ブランド確立に向けたガイドライン」を用いた農林水産物・食品の地域ブランド化に向けた取組の効果検証、検証結果のガイドラインへの反映を行う。</p> <p>2 食文化活用・創造事業</p> <p>(1) 全国段階 食の分野で地域団体商標、意匠等知的財産権を取得している事例、地元食材を使用した伝統料理の見直し等によって地域の活性化につなげている事例等先進的な取組を調査し、知的財産面における課題・対策等の体系的な整理・分析を行う。</p> <p>(2) 地域段階 農林水産業者、販売業者、飲食業者、宿泊業者等の連携の下、地域団体商標、意匠等知的財産権の取得を目指して、地域の伝統料理の見直し等を行い、その知的財産権の取得に必要な周知性を得るための取組を行う。</p> <p>3 地域ブランド活用観光促進事業</p> <p>(1) 農山漁村資源を活用した観光促進方策の開発・検討 地域において、農林漁業者、食品事業者、観光業者等から構成される協議会を設置し、地域ブランド農林水産物等の地域資源を活用した観光促進の具体的な方策を開発・検討するとともに、これらを消費者・観光客等に周知するための取組を行う。</p> <p>(2) セミナー開催等 (1) で開発・検討された具体的な観光促進方策を幅広く紹介し、地域における農林漁業者等が観光促進に向けた環境整備の取組を積極的に行うことができるよう、セミナーの開催等を行う。</p> <p>4 農林水産知的財産戦略総合推進事業</p> <p>(1) 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応 海外での我が国の地名等を利用した不当な商標出願に対し、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、中国等での地理的表示取得検討等、利害関係者による適時かつ効果的な対応を後押しする。</p> <p>(2) 温暖化に対応した新品種の開発 国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の新品種の開発を行う。</p> <p>(3) 農林水産知的財産情報の集積・発信 農林水産分野の試験研究成果や技術に関する情報等の農林水産知的財産情報について一元的に提供するシステ</p>	<p>12 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
----------------------	---	---------------------------------------

	ムを運用し、活用しやすい形での情報提供を行う。	
Ⅲ 農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業		
(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業	農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業を円滑に開始・運営するため、関係者による協議会の開催や地域での合意形成のための取組を行う。	13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 小水力等農村地域資源利活用促進事業		
i 小水力等農村地域資源利活用促進事業	農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となる調査設計や協議調整等を支援し、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するものとする。	14 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
ii 小水力等農業水利施設利活用実証事業	技術指導等を通じて、新技術を活用した低コストな水力発電の実証による普及を図ることにより、もって、農業生産費の低減、低炭素社会の創出に資するものとする。	15 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
iii 集落排水資源利活用実証事業	民間事業者が実施する、供用中の施設におけるモニタリング等を通じて、その効果を「見える化」することにより、地域の関係者の理解を得るとともに、これらの取組に関する情報の発信等を支援することにより、低炭素社会の実現と維持管理費の軽減に資するものとする。	16 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
iv 低炭素むらづくりモデル支援事業	温室効果ガス削減に資する農業農村整備をモデル的に実施し、農村地域の自然エネルギーを効率的に利用するなどの取組を支援するとともに、農村地域における温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を実施し、より効果的な温室効果ガスの削減を通じて農業農村の活性化に資するために再生可能エネルギー施設の導入に向けた調査設計を行う。	17 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
農山漁村6次産業化対策整備事業		
I 未来を切り拓く6次産業創出事業		
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進		
(1) 6次産業化推進整備事業	農林漁業者が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農林水産物の加工・販売施設や農林漁業用機械等の整備を行う。	18 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
II 新産業創出		

事業		
1 新たな事業の創造		
(1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	<p>新技術の確立・実証（実証施設の整備）  「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置付けられた技術等、事業化が見込まれる新技術について、技術実証に必要な実証施設の整備を行う。</p>	19 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
Ⅲ 農山漁村再生可能エネルギー導入事業		
(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業	<p>農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備を行う。</p>	20 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 小水力等農村地域資源活用促進事業		
i 低炭素むらづくりモデル支援事業	<p>温室効果ガス削減に資する農業農村整備をモデル的に実施し、農村地域の自然エネルギーを効率的に利用するなどの取組を支援するとともに、農村地域における温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を併せて行い、より効果的な温室効果ガスの削減を通じて農業農村の活性化に資するために再生可能エネルギー施設の整備を行う。</p>	21 農村振興局長が別に定める者から選定された団体

別表2（第5関係）

農山漁村6次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者								
<p>6次産業総合推進事業の事業実施主体</p> <table border="1" data-bbox="333 539 991 1137"> <tr> <td data-bbox="333 539 991 712">特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体</td> <td data-bbox="991 539 1329 712">地方農政局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 712 991 884">沖縄県に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体</td> <td data-bbox="991 712 1329 884">沖縄総合事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 884 991 1057">北海道に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体</td> <td data-bbox="991 884 1329 1057">北海道農政事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1057 991 1137">その他の事業実施主体</td> <td data-bbox="991 1057 1329 1137">食料産業局長</td> </tr> </table>	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体	地方農政局長	沖縄県に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長	北海道に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長	その他の事業実施主体	食料産業局長	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体	地方農政局長								
沖縄県に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長								
北海道に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策を除く。）に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長								
その他の事業実施主体	食料産業局長								
<p>食品産業環境対策支援事業の事業実施主体</p> <table border="1" data-bbox="333 1220 991 1948"> <tr> <td data-bbox="333 1220 991 1435">特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</td> <td data-bbox="991 1220 1329 1435">地方農政局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1435 991 1650">沖縄県に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</td> <td data-bbox="991 1435 1329 1650">沖縄総合事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1650 991 1865">北海道に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</td> <td data-bbox="991 1650 1329 1865">北海道農政事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1865 991 1948">その他の事業実施主体</td> <td data-bbox="991 1865 1329 1948">食料産業局長</td> </tr> </table>	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長	沖縄県に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長	北海道に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長	その他の事業実施主体	食料産業局長	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長								
沖縄県に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長								
北海道に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長								
その他の事業実施主体	食料産業局長								

大豆安定供給確保支援事業の事業実施主体	食料産業局長
卸売市場機能強化対策事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出拡大サポート事業（輸出に取り組む事業者向け対策を除く。）の事業実施主体	食料産業局長
輸出拡大サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄地域（注）に所在しており、地域規模団体が行う取組を実施する事業実施主体	地方農政局長
北海道に所在しており、地域規模団体が行う取組を実施する事業実施主体	北海道農政事務所
沖縄県に所在しており、地域規模団体が行う取組を実施する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体	食料産業局長
東アジア食品産業海外展開支援事業の事業実施主体	食料産業局長
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち事業化可能性調査、新技術の確立・実証（技術実証等）、新需要創造支援事業及びA I システム実証事業の事業実施主体	食料産業局長
バイオ燃料生産拠点確立推進事業の事業実施主体	
バイオ燃料製造所等が北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
バイオ燃料製造所等が沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
バイオ燃料製造所等がその他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
ソフトセルロース利活用技術確立事業の事業実施主体	
バイオ燃料製造所が北海道に所在しており、成果	北海道農政事務所長

重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	
バイオ燃料製造所が沖縄県に所在しており、成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
バイオ燃料製造所がその他の都府県に所在しており、成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	食料産業局長
耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
知的財産戦略・ブランド化総合事業の事業実施主体	食料産業局長
農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体	
再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	地方農政局長
再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が北海道にある事業実施主体	北海道農政事務局長
その他の事業実施主体	食料産業局長
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち小水力等農	

村地域資源利活用促進事業・低炭素むらづくりモデル支援事業及び小水力等農業水利施設利活用実証事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち小水力等農業水利施設利活用実証事業の事業実施主体	農村振興局長
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち集落排水資源利活用実証事業の事業実施主体	農村振興局長
6次産業化推進整備事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち新技術の確立・実証（実証施設の整備）の事業実施主体	食料産業局長
農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都府県である業実施主体	地方農政局長
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち、小水力等農村地域資源利活用促進事業及び低炭素むらづくりモデル支援事業の事業実施主体	

北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。